

原秀男著 「価値相対主義法哲学の研究」

三島, 淑臣
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1572>

出版情報 : 法政研究. 35 (2), pp.101-113, 1968-10-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

原 秀男著 「価値相対主義法哲学の研究」

三 島 淑 臣

一

現代は不安と動揺の時代である。さまざまの異質的世
界観が入りみだれ相争う中で人々はおのれの安心して立
つべき確信の地盤が根底からうちくずれて行くのを感じ、
とるべき行動の指針の喪失に悩んでいる。特に政治
や社会思想の世界においてこのことは顕著である。いり
みだれる政治イデオロギーの対立の中にまきこまれそれ
らの血と血をもって争う闘争にかかずらわらざるを得な
い現代人は、一方では絶望的に一つのイデオロギーにし
がみつそこに自分の全部を投げ入れ、あらゆる批判に
耳をふたぎつつ力のデモンに自分を売りわたすことに
よって心の平衡を得るか、そうでなければ社会からの絶

望的な逃避によってつかの間の安心を得るしかない。こ
うした世界観の対立、価値観の相克は現代社会のまぬが
れがたい宿命であるかのように思われる。少くとも資本
主義体制をとる諸国家においては、こうした一義的価値
体系の崩壊とそこから由来する精神の危機は何人の目に
も疑い得ない現実としておおいかぶさって来ているとい
えるであろう。

こうした危機を克服すべく多くの思想家が、現代人の
心をとらえるに足る明確なヴィジョンをもった一義的
絶対的な価値体系の再建に向ったことはそれなりに充分
理解されなければならぬところである。第二次世界大
戦後急速に世界的規模でもってひろがった再生自然法の

運動も、こうした絶対的な価値体系の再建への努力の法哲学・政治哲学の領域における顕現であった。しかしながら、こうした絶対主義自然法はその本来の危機克服の意図にもかかわらず、客観的には多様・異質的価値体系の産出によって危機を克服するどころか、かえって世界観的闘争を一そう激化せしめる帰結をもたらす可能性をもっていることが注意されなくてはならない。現代における価値体系の異質性・相対性の深刻さは、かえって安易な克服の試みをものみこんでしまうほどの底深さをもっているのである。かくて、現代に集中的に顕現して来たところのこうした価値観の対立・相克を、人間のいわば不可避な宿命として受けとめ、その現実相から目をそらすことなく、むしろ積極的にそうした事態の容認の中から危機への対処の方途を探ること——ここにしか解決の途は残されていないのではないか？ こうした第二の道を徹底的に押しつめていった思想家の立場こそ、いわゆる価値相対主義に外ならない。

価値相対主義者達は、一方では世界観||価値観の相克を、単に現代社会に特有の歴史的状况としてとらえるのみではなく、更に徹底して人間の認識能力そのものの不可避的構造としてとらえるとともに、他方ではそこから

絶望へと逃避することなく、あくまでこの不可避的構造の枠内ででき得る限りの合理的処理を試みようとするのである。こうした努力は世界観の類型的処理(ラートブルッフのいわゆる世界観の完全なトピック)とか、ウェーバーの「価値判断からの解放」に基礎を置く社会科学の方法等に典型的にみられるものである。彼等の努力と、その成果たる法哲学や社会科学(方法論をも含めて)の諸成果は、現代における世界観の相対性の自覚の深まりとともに、ますますわれわれに切実なひびきをもつてせまってくる(M・ウェーバーのドイツのみならず全世界的規模での思想界・社会科学界における盛名はこうした価値相対主義の思想的浸透力と無関係ではないであろう)。価値相対主義者達の努力は幾分パラドクシカルにひびくかも知れないけれど、価値相対性に対する人間理性の悲劇的な挑戦であるとも言うことができよう。かくして彼等の思惟課題は今なおわれわれの課題でありつづけているのであり、こうした観点からその成果の全面的検討は現代にいてますます必要性をおびて来ているものといえよう。

しかしながら、価値相対主義の全面的検討をうながす現代的問題状況は以上につきない。価値相対主義、とく

にもその立場の法哲学がわれわれに検討をせまり来るのは、それがデモクラシーとの密接な連関を主張するが故である。特にラードブルッフやケルゼンによって強調されたところの寛容の精神や民主主義の思想のもつ現代における重要性の故である。果して価値相対主義はデモクラシーの健全な育成のための思想的基盤たり得るや否や、寛容の精神を十分に形成し得るや否や、これは特にも戦後ドイツやわが国のような未成熟の不安定なデモクラシーと、そこにおける寛容の欠除に悩む者にとって極めて重大な問題関心とならずにはおかないであろう。

このような問題状況を反映して、戦後わが国においてもウェーバーの社会科学(方法論)やラートブルッフ法哲学の研究は盛んである。しかしそれらは個別的な思想家をとりあげての特殊研究であり価値相対主義の全体にわたる体系的な研究となると必ずしも多くはない。筆者の知るかぎりでは加藤新平教授「価値相対主義」(恒藤先生古稀記念論集所収)がこの分野でのわが国の古典的業績として注目せられるくらいのものである。とくに思想的・系譜的研究は世界的にみわたしてみてもわずかに A. Brecht, *Political Theory*, 1959 があるくらいのものである。ここにとりあげようとする原秀男著「価値相

対主義法哲学の研究」(勁草書房、一九六八年)はこうした従来の研究の欠陥を補うべく「価値相対主義法哲学の体系的・思想的な研究」(序文)を志ざしたものであり、われわれの今日の問題意識からみて大いに注目にあたいる研究として関心をそそるものである。

二

著者は右にみたような問題関心にもとずき、価値相対主義法哲学の研究を(1)価値相対主義法哲学の思想系譜(第一章)、(2)価値相対主義(第二章)、(3)価値相対主義における寛容の問題(第三章)、(4)価値相対主義と民主主義(第四章)という四つの観点からとりあげられる。いずれも今日の問題関心にとって極めてヴァイタルなテーマである。まず第一章において著者は価値相対主義法哲学の思想系譜の問題に取組まれる。その際、著者の観念の焦点に立つのはこの傾向の完成者もしくは頂点としてのラートブルッフであり、こうしたラートブルッフ法哲学の思想的支柱をなすものを「方法二元論」と「価値判断排除論」の二つの柱において理解した上で、こうした二つの支柱の思想系譜を綿密にたどられている。方法二元論とは云うまでもなく新カント主義を中心として

一九世紀後半から二〇世紀初頭の思想界に支配的であったところの当為と存在、価値と現実との二元論を基礎とした価値判断と存在認識の峻別論である。これに対して「価値判断排除論」(Wertfreiheit)の思想は社会科学領域における価値判断の主観性・相対性の認識を背景として社会科学認識から主観的価値判断を排除し認識の客観性を確立しようとする一群の思想であることは云うまでもない。著者はラートブルッフとの連関を視野に入れつつ、これらの思想傾向を醸成したものととして、前者についてはE・ラスク、H・リツケルト、G・ジンメル等を取りあげ、後者についてはH・ケルゼン、H・カントロヴィッツ、M・ウェーバー、G・エリネック等を取りあげて、その各々の思想傾向における地位・相互連関を明かにしつつその歴史的系譜を詳細かつ丹念にたどられている。ただし、本書を類書からきわだたせる一つの特長を成すものはこうした綿密かつ繊細な思想系譜的考察にあるといって良いであろう。その際著者がこの領域における先駆的業績たる前記ブレヒトの研究を背景とされることは勿論であるが、思想の相互連関の解明において、又異質的諸契機の峻別の鋭さにおいてブレヒトを超えるところがあると云わなければならない。

このような思想系譜的研究をふまえた上で著者は、価値相対主義そのものの思想核心—思想の「本質」は何かの問題を究明される。これが第二章のテーマである。そこにおいて、ラディカルな「真理」・「価値」概念の全体的相対化からニヒリズムに至るものとしての「相対主義」と、とくに「価値」概念の相対化に焦点を置き、価値表明に積極的な意義をみとめる価値相対主義との異同(第二節)、絶対的価値の合理的認識の可能性を主張する価値絶対主義及び価値の相対性を主張しながらも、それを主観との関連においてはではなく歴史的・社会的関連においてのみ云うところの歴史主義と価値相対主義との異同(第三節)を明かにされた後、価値相対主義そのものの内部における異質的な二契機を析出され、これを「科学的価値相対主義」と「政治的価値相対主義」というふうに命名されつつそれらの思想中核、相互関係を解明される(第四節)。ただしこの最後の観点こそ著者の価値相対主義理解の基礎視点をなすとともに著者の最もオリジナルな学界への寄与であり問題提起であって、それだけにまた大いに議論の分かれるところであろう。著者によれば「科学的相対主義」とは究極的価値・当為命題は各人の主観的価値確信によってのみ基礎づけられ、導

き出されるのであって、その正しさを学的証明によつては客観的に確立出来ないという主張を基礎として、「価値領域の問題について、社会科学が果たすことのできる範囲と方法とに関する明確な指摘、すなわち、社会科学における価値判断排除の要請を中核とする社会科学方法論そのものを意味する」(九二頁)とともにこうした「社会科学的方法に立脚して分析された成果の呈示をも包含する」(九九頁)。したがってそれは「理論理性の場における価値相対論の主張」あるいは「科学的次元における価値相対論」という方が正しいかも知れないような思想契機である(九九頁)。これに対し「政治的価値相対主義」とは「価値の合理的認識の可能性を否定する科学的価値相対主義のネガティブな面に基礎を求めながら、(1)主観的な、それゆえ非合理性にねざす価値選択と価値確信の表明に意義を認め(2)もろもろの価値選択、価値確信をそれらの優劣の科学的確証は不可能であるゆえに等価値をもつものとしてとりあつかい(3)前記(1)(2)の実現を可能ならしめる条件として、政治の場においては民主制に価値を求める傾向が強い」(九七頁)のような思想契機である。後者はしたがって「実践理性における価値相対主義」あるいは「価値確信・価値選択の次元における価値

相対主義」という風にも表現せられている(100頁)。以上のような相互に緊張関係の立つところの両契機——あるいはいいかえれば価値相対主義における合理性と非合理性、懐疑性と確信性との二契機——を析出すると同時に、これをフレイム・オブ・リファレンスとしてラートブルッフ・ケルゼン・ウェーバー等の立場がその緊張関係の中に位置づけられている。この部分については筆者は多少見解を異にし、著者の見解に疑問を感ずるものであるが、その点の詳細は後にゆずり(三参照)、先に進もう。

第三章・第四章は現代法哲学の重要問題たるデモクラシーの原理と価値相対主義の連関の問題であり、政治的・実践的関心からして極めて興味深いテーマをなすものである。著者はその際、一応「寛容」の問題と民主主義の問題とを分けられ、後者については特に「多数決原理」にその中核的原理を求めつつ、それらと価値相対主義の関連を問題とされている。その際、第二章において析出された科学的価値相対主義と政治的価値相対主義という両面性の区別を背景としながら、これらの二契機のいづれの面に注目するかにより「寛容」・「民主主義」と価値相対主義との内的連関は異った様相をもつことを明らかに

かにし、さらに又「寛容」・「民主主義」の本質的特性の開明が連関問題解決の不可欠の前提たることを顧慮しながら、その各々にわたって極めてキメの細かい議論を展開されている。

その行論は非常にすぐれたものであり、教えられるところ多大なものがあるが、残念ながらここでその詳細に立入ることは省略してただ著者の見解を結論だけ示すことに止めざるを得ない。まず寛容の問題については、寛容の要請は平等の人格者を想定することによってはじめ意味をもつものであり、その制約は近代倫理観の要請する「個人人格の尊重」の承認にあること、従って寛容の精神とは思想の自由にあることを確定された上で（二六一―二七頁）、科学的価値相対主義についてはそれが科学の精神を意味するかぎりにおいて寛容の精神に同質化し得る可能性をもつが必ずしも論理必然的連関性はないこと、政治的価値相対主義については、それが社会成員の同質性を前提とし、確信の自由な表明に意義をみとめるが故に、寛容の要請に高度の親近性を示すものであるが、自由に登場する確信そのものについてみれば、その中には寛容を意味するものも、意味し得ないものもあるから、機能的結果として寛容の原理を基礎づけることも

あり否定することもあり得るとして、いづれについても積極的に論理必然的関係を肯定する根拠をみいだすことは困難だとされている（二三頁）。民主主義Ⅱ多数決原理の問題については、多数決原理が①社会成員の同質性を前提とし、②各人の価値確信、価値選択が非合理性を含むことをみとめつつも、その表明に意義を認め、③各価値確信を等価的なものとみることにより量的方法に支配権を与えて判断の質的性質を一切無視するという三要件において成り立つことを確定した上で（二九頁―三〇頁）、科学的価値相対主義については、それが合理的な科学的方法そのものを意味する限り、前記の諸要件の仮説性の暴露と現代社会におけるその妥当性の否定に向うものであり、論理的必然関係が存在しないどころか結果的には否定的となり得るものであること、反面政治的価値相対主義についてはそれが各人の確信の等質性とその自由な表明に意義をみとめる限り民主主義に密接な連関を有するとされる。

三

以上評者の立場からみて重要と思われる視点にかたよりにすぎたきらいがあるが、著者の見解の全体を概観して

みた。全体として本書は(一)に述べたような現代における価値相対主義法哲学の再検討をうながす諸観点を一応網羅しており、その点だけをとり上げても本格的・体系的な研究書と称するに充分なものがある。さらに各観点に則してその内容から言っても、関係文献の丹念な渉猟と行論の緻密さ、各思想群の同質性・異質性の析出における緻細さ等においてすぐれた専門書というべく、筆者は本邦におけるこの分野に関する数少ない本格的研究の出現としてこれを深く慶ぶとともに著者の真執な研究態度に畏敬の念をおぼえるものである。ただ、浅学のゆえかも知れないが筆者の立場からみて多少疑問に感ずる点、あるいは問題と思われる点が二、三あるので、以下簡単にこれを述べて著者の御教示を仰ぎたいと思う次第である。

(1) まず価値相対主義法哲学の思想系譜の問題についてであるが、著者は各思想家の理論系譜に注目されるあまりに、思想的観点がかならずしも貫かれていないのではないかと思われる。思想の系譜を出来上った理論において把握することも重要であるにはちがいないが、さらに進んで、各思想の精神的連関や社会的基盤との関連にまで入りこみ、理論をその生成の相においてとらえることによって、その内的連関はよりヴィヴィッドに、且

つより根本的に把握されるのではないかと思われる。このことは一九世紀末から二十世紀初頭にいたるドイツ市民社会の良心として、せまりくる社会の内部矛盾と思想的分裂に徹底的に悩んだ新カント主義の思想史的理解について特に強調されなければならない(そして又、このような観点を徹底する時のみはじめて、現代英米に流行する分析経験主義派の価値相対主義との内的連関や異質性も理解出来るのではなからうか)。しかしこうした研究方法の重要さは著者自身がよく自覚されているところであり(五頁、註(1))今後の著者の研鑽にまつとして、実は問題は、その前にある。それは価値相対主義法哲学の思想的支柱を著者が「方法二元論」と「価値判断排除論」の二つに見出される点である。前者については新カント主義哲学の根本テーゼとして、この派の法哲学の支柱たることに疑問の余地は存しない。しかし後者については疑問なしとしない。そもそも「価値判断排除論」なるものは経験科学としての文化科学の方法論として展開されたものであり、価値関係的文化科学という極めて限られた領域についてのみ主張される方法二元論の帰結である。社会科学における価値判断排除の要求そのものは、リッケルト・ラスク等といった、むしろ価値相対主義

の立場を明確にとらない二元論哲学者の文化科学方法論（すなわち評価学としての哲学と没価値学としての自然科学の中間にあるところの価値関係的・没評価的学として文化科学を位置づけるところの）にも含まれ得るのであり、必ずしも価値相対主義と論理必然的に関連するわけではない。ウェーバーの社会科学方法論において最も鋭く理論化された没評価論はたしかに評価の主観性・相対性の主張と分ちがたく結びついていたけれども、これとても没評価論が価値相対主義の支柱であるからではなく、むしろ逆にウェーバーが価値相対主義の立場をとったが故に、社会科学の客観性確立のために価値判断の介入に対してより鋭い排撃を加えることを得たのではないかと思われる。まして、著者が論拠とされるラートブルツの自己確認によれば、彼が自己の法哲学の根本的支柱として一方では方法二元論をあげ、他方でまさに価値相対主義（彼自身の用語では「相対主義」だが内実はまさにいうところの価値相対主義にほかならない）を掲げているところからしても、著者の立場は理解に苦しむものである。（著者が価値相対主義の系譜的研究において当然重視さるべきディルタイの世界観学を無視されないまでも正面からとりあげられないことも、価値相対主義哲

学と没評価論をとく社会科学方法論との、不可分離的結合観に關係がありそうに思われる）。

(2) つぎに、これは(1)に指摘したような著者の新カント主義理解とおそらく内的に連関していると思われるのであるが、先に問題点として指摘しておいた「科学的価値相対主義」と「政治的価値相対主義」との二面性の問題である。著者が価値相対主義における合理性と非合理性、懐疑性と確信性との内面的緊張を説かれることは、正しい。われわれはこうした内面的緊張の極点としてマリァンネの回想するウェーバーの「私はどこまで耐えられるかそれが知りたい」という悲痛なひびきをもった言葉をあげることも出来よう。しかしこうした内面的緊張が果たして「科学的価値相対主義」と「政治的価値相対主義」という二面性とあいとおうものであるかどうかいささか疑問なしとしない。まず第一に、ウェーバーやラートブルツにおける合理性の要求を経験的・実証的な社会的科方法、及びその成果と同一視出来るかどうかが問題であろう。価値に関する合理的・学的取扱いとは著者の言われるような実証的（経験による仮説検証へ向って開かれたところの）社会科学に限定されるものではなく更に広く客観的承認を得ることの可能な社会哲学をも含

むものである。少くともウェーバーにあっては、こうした価値に関する客観性ある社会哲学的探究は社会科学と並んで重要な意義をみとめられており(M. Weber, Gesam. Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 3 Aufl., S. 151, 508)、ラートブルッフの世界観のトピークはまさにこうしたウェーバーのかかげる社会哲学的課題を法哲学の領域において展開したものとみられるのではなからうか。それは確かに形而上学ではないし、極度の世界観中立性の追求によって哲学の伝統的外貌を失っているかも知れない。しかし、それは実証可能性を少しもたず、現実にあるところの社会現象としての価値現象(心理的価値表象とそれに基づく動機づけ)の類型的な経験分析(これはウェーバー宗教社会学の中心テーマであったし、ラートブルッフにおいては「法哲学的政党論」にその片鱗がみられる)でもないからして社会科学とも本質を異にする。それはいわば数学や論理学のような性格のものというべく、広義の科学 Wissenschaft に所属するものではなく、狭義の社会科学(social science) 実証的・経験的科学的に属するものではない。更に、こうした種類の Wissenschaft が経験的検証可能性をもたないからといって直ちにそれは主観的な価値判断の主張を意味するも

のではない。価値そのもの||価値の存在論的概念と、価値範疇や価値判断||価値の認識論的概念とは峻別されなければならぬ。ウェーバーやラートブルッフにおいて価値そのものは自明の前提であり、むしろこうした価値そのものあるいは理想への燃えるような情熱こそ彼等の学問全体を支えるパトスであり、われわれの心をうつ究極の根底であって、これなくしてはウェーバーの社会科学もラートブルッフの法哲学もあり得ない。価値判断とはまさにこうした価値そのものの主体者の側の把握の主観的形式であり、従ってそれは究極においては人間の主観的公約し得ない限界として相対性につつまれるのである。しかしそれは価値そのものの相対性を意味せず、むしろ価値そのものは価値認識の相対性がそれをめぐりつつ近づいて行く極点として非相対的なものである。こうした点からラートブルッフは歴史のいつの日にか「学的一義性をもって、可能な諸世界観の間に正邪の断を下し得るであろう天才」の出現を期待し得るのである。(Radbruch, Rechtsphilosophie, 4 Aufl., S.102) 又各異質的な価値判断に対してその真理の可能性に着目して深い敬意を払い得るのである。それは秘められたる前提であるけれども、人間的思惟にとって不可避の前提であり、価値判

断とは次元を異にする存在論的前提である。これをしも否定するならば、その否定自体が一つの存在論的前提を必要とするような超科学的前提である。たしかに後期のケルゼンから情動主義倫理学者にいたる極端な価値主義者達はこの前提を否定しようとしている。しかし否定するためには価値とは主観のなす価値判断であり、それ以外の何物でもないという存在論的前提が立証されなければならず、かような問題について検証や「開かれた仮説」といったものは何の役にも立たない。まして社会科学的方法などは何の発言権ももたないし、それどころか逆に社会科学的方法こそこの存在論的前提の掌の上に乗っていることを知るべきである。

第二にラートブルッフ法哲学に価値相対主義の理論的完成者を認められる著者（三頁）が何故に、「（価値）相対主義とは理論理性に属するものであり、実践理性に属するものではない」（Radbruch, op. cit., S. 103）というラートブルッフの立場を若干ずらしてまで「実践理性における相対主義」の契機を取り出されたのか。思うに著者の視点はいつしかラートブルッフではなくして「政治的相対主義」を説いたケルゼン（特に後期の、著者のいうケルゼンⅡ）にその焦点を移行させてしまっている

るように思われる。極端な主観主義に墮した後期ケルゼンの相対主義は、前述のような存在論的価値概念への予感にみちたウェーバーやラートブルッフの価値相対主義と同一範疇で論ずることがそもそも無理であり、著者の行論の理解を困難ならしめている原因であるように思われる。こうした無理が、例えば後期ラートブルッフの超法律的法の主張をケルゼンなみの主観的価値確信の表面と同一視される点（九七頁——ちなみに言えばラートブルッフの超法律的法の主張は決してラートブルッフの個人的信念の表明ではなく、客観的、哲学的、真理として主張されている。こうした晩年における一種の絶対主義的主張がラートブルッフ相対主義の連続性を破るものではないとみる点では著者の見解に筆者も同感であるけれど、その連続性は著者がみとめられるように「主観的確信の表明に意義をみとめる」点においての連続性ではなく、むしろすでに背景におかれていた存在論的価値概念の前景化という点におけるそれである）、あるいは没価値論の要点を存在の学と規範の学との方法論上の同一性の主張にみとめられる点（六四頁——この点に関しても、新カント主義とくに西南学派の価値哲学に基く社会科学方法論にとっては、方法二元論の立場に従って没価値的自然科学与

価値関係的文化Ⅱ社会科学とを原理的に峻別する立場をとることは自明の前提であり、不可欠の方法的基礎であったことを思えば、そしてウェーバーやラートブルッフがこの哲学的立場の地平の延長線上にある以上、著者の統一科学的方向に偏した見解は理解しがたい混乱を含んでいるように思われる)、さらには価値相対主義の政治的帰結の問題に関して、ラートブルッフとケルゼンとを並行させてとらえ、価値相対主義は寛容や民主主義との結びつきの論理的必然性を、学問的分析の成果としてではなく、非合理的な主観的性格をもつ価値確信、価値選択の結果として要請するのであって、ただラートブルッフにおいてはケルゼンほどの論理的整合性の貫徹がみられないという風な理解(二七頁)においてあらわとなる。寛容の精神や民主主義との結びつきが単に主観的な価値確信の要請にすぎないという視点は少なくとも後期ラートブルッフの法哲学の精神とは正反対のものであり、著者のみられるように単にまだ充分に自覚されていないにすぎないようなもの(二六頁)ではない。むしろラートブルッフの法哲学的活動は、その内的緊張を含んだ全体性において、まさに寛容と民主主義の普遍的・客観的価値の確立のためにこそ形成されたのではなかったか。ト

レルチ、ウェーバー、マイネッケ、ラートブルッフといった一連の近代ドイツの相対主義的傾向をもった思想家を相互に結びつけるものはこうした普遍的な政治理念としてのデモクラシーへの指向に外ならない。ただし彼等が寛容や民主主義の客観的・普遍的価値づけにおいて真に成功したかどうか(筆者にはそう思われない)、又彼等の基礎づけようとしたような形のデモクラシーが真実望ましいものかどうかは別問題である。

こうした価値相対主義の限界をなす点について筆者の見解を云わせてもらえば、ウェーバーやラートブルッフの暗黙の存在論的前提をなすものはカント的に解釈されたキリスト教的ヒューマニズムすなわち人格の絶対価値の観念であり、これは寛容の精神やデモクラシーと内面的連関をもつものであるが彼等はこの前提を充分に自覚していないために論証に亀裂が生じているということ、又、人格の絶対価値が意識される限りでは自申主義Ⅱ原子論的個人主義の次元に偏して把握されるために社会主義的民主主義への十分な展望がきかないという帰結が生ずるということである。

いずれにしろ強調されなければならないことは彼等の学問的思想を根本において規定したものは著者のいう科学的価値相対主義でもなく、また政治的価値相対主義でも

なく、何かそれらと異なるあるもの——(ヤスパース的意味での)実存的価値相対主義とでもいうべきものではなかったかということである。勿論、筆者はこうした実存的価値相対主義をそのまま容認するものではない。そこには価値の存在論的次元が予感されながらも充分自覚されておらず、極めて限られた(カント的人格主義に規定された)存在理解しか持っていない点に決定的な限界を持つと見るものであるが……。

(3) 最後に、筆者の非常に残念に思うことは、本書全体を通じてどこにも著者自身の立場が明確に示されていない点である。価値相対主義を相手にするからといって著者自身がこの思想傾向に對しいわば没評価的態度をとられた訳でもあるまいが、著者自身の立場をカッコに入れた理解ということは少くとも哲学思想の体系的・思想史研究に關する限り、その対象の「本質」を把握するゆえんではないと思われる。哲学とはいわば人類一般への語りかけであり、諾否をもってせまる強迫である。こうした語りかけに對し諾否の応答をし、對話を交わすことの中でのみ相手の人格や「本質」はあらわとなる。科学的・没評価的な思想史は自然科学史のような分野では有効かもしれないが、法哲学の分野では限られた意味しかもち得ない

のではないかと思われる。ただし、著者が「科学的相対主義」で概念化されたような、經驗的な仮説検証的な社会科学的方法を哲学の立場として採用され、哲学史をいわば科学成立史として考えられるとすれば問題は別である。しかしその場合には又その場合で、何故に仮説検証的な社会科学的方法が哲学的立場として正しいのかという存在論的問いに對する応答がなされなくてはならないだろう。人間はこうした存在論的問いの外にとび出すことの出来ない宿命をもっているのであるから。ここで誤解をさけるために云っておかなければならないが、かく言うは筆者が、社会科学的方法を全く否認するという意味ではない。否むしろ逆に筆者はこうした実証的・科学的方法の哲学——とくに法哲学——の分野における不可欠性、決定的重要性を承認するものである。問題はそうしたことなく、科学的方法の哲学における全一的支配、排他的主権性の主張が果たして容認され得るのかどうかという点にある。そうして、こうした問題に對して応答することが人間の回避し得ぬ宿命であり、それから目をそらすことは(法)哲学を人間社会から遊離させてしまうような結果をもたらすのみだということを言いたいのである。

以上、いくつかの、疑問を、雑然と提出したけれども
これが筆者の誤解誤読であれば心より著者にお詫び申し
上げるとともに、いずれにしてもこの分野における大変
すぐれた力作の出現に仲心よりの敬意を表し今後の著者
の一層の研究の発展を期待するものである。

——以上——

(一九六八・八)